

大分市自治基本条例検討委員会  
第4回市政運営部会

平成22年2月23日(火) 14時から  
大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の検討について(第10回全体会議を踏まえた検討)

(2) その他(次回開催日程等)

## 大分市自治基本条例検討委員会 第4回市政運営部会 条例（一例）

### < 市政運営 >

#### （市政運営の基本）

- ・ 市は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。
- ・ 市は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

#### （総合計画）

- ・ 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- ・ 市は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。

#### （行政評価）

- ・ 市は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。
- ・ 市は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

#### （外部監査）

- ・ 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。
- ・ 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

#### （情報公開）

- ・ 市は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

#### （個人情報の保護）

- ・ 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(行政手続)

- ・ 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

(条例の制定等の手続)

- ・ 市は、市政運営に関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(法令遵守等)

- ・ 市は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。

(財政運営)

- ・ 市は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。
- ・ 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。

(行政組織の編成)

- ・ 市は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。
- ・ 市は、組織の横断的な調整を図るものとする。

(市民提案)

- ・ 市は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。
- ・ 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(権利保護・苦情対応)

- ・ 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。
- ・ 市は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(政策法務)

- ・ 市は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。
- ・ 市は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。

(危機管理体制の整備等)

- ・ 市は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

(人材の育成)

- ・ 市は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

**< 連携・交流 >**

(他の地方公共団体等との連携・協力)

- ・ 市は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。
- ・ 市は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。

**< 多文化共生 >**

(多文化共生)

- ・ 市は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

**< 環境・景観 >**

(自然環境・景観の保全等)

- ・ 市及び市民は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。

## 自治基本条例における教育との関連性（法制室確認）

他の自治体において自治基本条例上に「教育」が規定されない根拠として、以下の理由が想定される。

## 1．自治基本条例は教育委員会にも及ぶものである

一般的な自治基本条例では、市の執行機関全般に対して自治基本条例の規定が及ぶようになっており、教育委員会も自治基本条例の適用を受けるものとされている。（一般に「市長等は」というような規定の仕方をしており、「市長等」に教育委員会も含まれる、という構成をしている。）

そのため、教育委員会について特別の規定を設けた場合、教育委員会にのみ適用され、かつ、他の執行機関には適用されないものを規定することとなると考えられる。実際に、教育委員会にのみ適用がある規定というのは見出しにくいのではないかと考えられる。

## 2．自治基本条例の性質による

自治基本条例に係る文献をひも解くと以下のような記述がある。

「自治基本条例とは、自治体運営の『理念』と、その理念を具体化する『制度』と、制度を動かす『原則』をきちんと盛り込んだものである。

「制度だけでは無味乾燥だから、政策を盛り込むべきではないかと考えがちなのですが、そうした思いは抑制すべき」ものである。

「政策上の基本理念は条例の前文で表現する」ものである。

出典『自治基本条例の理論と方法』（神原勝著、公人の友社 P 34, 36 参照）

「政策内容は、条例よりも基本構想、基本計画、実施計画に記述すべき」である。

「自治基本条例は自治体運営（まちづくり）のための基本理念とそれを実現するための制度・権利・手続きが詳細に規定される」ものである。

「総合計画は各政策分野ごとの計画が明らかにされる」ものである。

出典『協働社会をつくる条例』（松下啓一著、ぎょうせい P24 参照）

「基本構想と自治基本条例の役割分担が明確でなかったために、初期の条例には政策テーマ型の自治基本条例が散見されたが、最近ではこのタイプはきわめて少なくなっている。」

出典『自治基本条例の作り方』（松下啓一著、ぎょうせい P25, 26 参照）

以上のように、一般的には、自治基本条例は自治体運営のための制度や手続きなどを規定するものであり、政策的なものは総合計画で明らかにする、という役割分担が考えられていると思われる。

このことから、自治基本条例の性質上、「教育」などの具体的な分野の政策を盛り込む余地がなかったのではないかと考えられる。